

ごみ出し困難者への戸別収集について

令和2年10月実施予定

○制度の概要

ごみをステーションまで運ぶことが困難な市民（要介護者及び障がい者）に対し、敷地内からごみの回収を実施する。

- 週に1度（水曜日）、市内全域から集荷する。

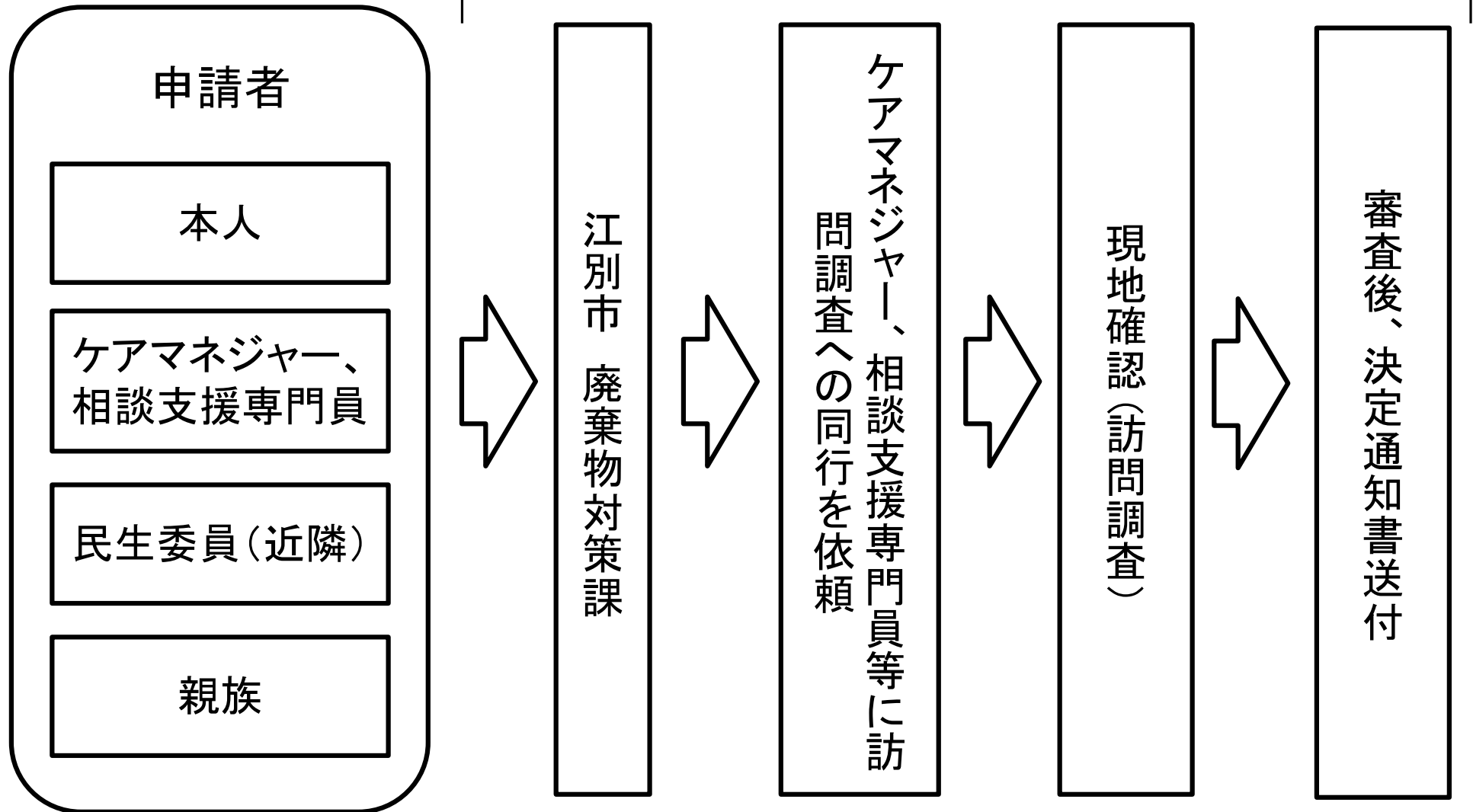
- 利用者は可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源ごみを回収日（水曜日）に排出できる。

- 各区分を分別のうえ、可燃ごみ、不燃ごみについては江別市指定ごみ袋に入れて排出する。

- 家屋内からの回収は行わない（玄関フードは可）。

申請の流れ

概ね1ヶ月以内



参考①:ごみ出し困難者に向けた支援制度先行市基準

	札幌市	帯広市	苫小牧市	旭川市	北広島市	江別市(案)
基本事項	ごみステーションまでごみを出すことが困難で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられない場合であって、下記のいずれかの要件に該当する者、又は、二人以上の世帯の場合は、世帯員全員が要件に該当する場合を対象とする。					
要件1 介護区分	要介護2以上	高齢者(65歳以上) ・要介護 ・要支援	要介護5 ～ 要支援1	要介護5 ～ 要支援2	要介護	要介護1以上
要件2 障がい区分	障がい支援3以上	身体障がい者 精神障がい者 療育手帳交付者	身体障がい1～3級 精神障がい1級 知的障がいA	身体障がい者	身体障がい者	身体障がい1～2級 精神障がい1級 知的障がいA
要件3 その他	ホームヘルプサービス 利用の場合 ・要介護1 ・要支援1・2 ・障がい支援1・2 障がい福祉サービス ・同行援護利用	傷病者(自宅療養) 市長が認める者	介護身体区分と同等	市長が認める者 ・高齢ごみ出し困難 ・冬期ごみ出し困難	市長が認める者	市長が認める者
収集回数	週1回	週1回	週1回	週1回	既定の収集日	週1回(水曜日)
人口(3/31)	1,953,883人	166,093人	171,275人	335,323人	58,462人	118,814人
収集件数	4,300件	406件	654件	444件	150件	推計:300件
収集体制	直営	直営	直営	直営	委託(収集業者及び シルバー人材センター)	委託
ステーション設置基準	1/10軒	1/10軒	1/5軒	町内会一任	町内会一任	1/10軒

参考②: 要支援、要介護区分の状態(例)について

状態区分	身体の状態(例)	認知症の程度
要支援 1	要介護状態とは認められないが、社会的介護を要し、介護予防が必要と思われる状態 ～日常生活の能力は基本的にはあるが、入浴などに一部介助が必要	症状があっても、日常生活に支障がない状態
要支援 2	生活の一部について、部分的介護を要し、介護予防が必要と思われる状態 ～立ち上がりや歩行が不安定	物忘れがあっても、ほとんどの場合、生活に大きな支障はきたさない状態

状態区分	身体の状態(例)	認知症の程度
要介護 1	生活の一部について、部分的介護を要し、疾病などにより心身の状態が不安定なため、介護予防サービスの適切な利用が見込まれない状態 ～立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などに一部介助が必要	物忘れや思考・感情などの障がいにより、十分な説明を行ってもなお、介護予防サービスの利用に対して、適切な理解が困難な状態
要介護 2	軽度の介護を要する状態 ～起き上がりが自力では困難。排泄、入浴などで一部または全体の介助が必要	日課や直前に何をしていたかなどが部分的にわからなくなるため、生活に支障をきたす、他人とのスムーズな応対が困難な状態
要介護 3	中度の介護を要する状態 ～起き上がり、寝返りが自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要	生年月日や自分の名前などがわからなくなる、着替えなど自分の身の回りのことができなくなってくる状態
要介護 4	重度の介護を要する状態 ～排泄、入浴、衣服の着脱など多くの行為で全面的介助が必要	常に意思疎通が困難となる、日常生活に支障をきたす行動が頻繁にみられる状態
要介護 5	最重度の介護を要する状態 ～生活全般について全面的な介助が必要	理解全般が低下している状態